

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正す
る。

第十二条の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第三条中「、第十四条及び第十六条」を「及び第十四条」に改める。

第十二条の改正規定及び第十三条の改正規定を次のように改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第四項を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二
項の次に次の一項を加える。

3 指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。

以下この項において同じ。）の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書については、当該
指定都市の教育委員会は、第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の区の区域又はその区域を併せた地

域であつて当該教育委員会が定めるもの、）とに、種目、）とに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

第十六条の改正規定を削る。

第十五条の改正規定中「第十五条を」を「第十五条及び第十六条を」に改め、「よう努める」を削り、同改正規定に次のように加える。

（教科用図書の採択のための共同研究）

第十六条 二以上の市町村の教育委員会は、これらの市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択のための研究を共同して行うことができる。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択のための研究（以下この条において「採択のための研究」という。）の適正な実施を確保する上で必要があると認めるときは、自然的経済的社會的条件からみて採択のための研究を共同して行うことが適當であると認められる二以上の市町村の教育委員会を教科用図書共同研究教育委員会（以下この条及び次条において「共同研究委員会」という。）として指定することができる。

3 都道府県の教育委員会は、共同研究委員会を指定しようとするとときは、あらかじめ関係する市町村の教

育委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。その指定を変更し、又は解除しようとする場合においても、同様とする。

4 共同研究委員会は、採択のための研究を共同して行うものとする。

第十七条の改正規定を次のように改める。

第十七条中「採択地区の設定、」を削り、「時期」の下に「、共同研究委員会の指定」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項ただし書中「第十二条第一項及び」を削り、附則に次の二項を加える。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行状況を勘案し、公立の義務教育諸学校（以下この項において「学校」という。）のそれぞれの実情に応じた多様な教育の推進を図る観点から、学校ごとの教科用図書の採択の制度を全ての種類の学校について導入すること等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。